

一般廃棄物最終処分場維持管理に関する計画

1. 被覆施設により埋立地への雨水の流入を防止し、埋立物の飛散・流出の防止を行います。廃棄物の安定化を行うため、必要に応じ散水設備による散水を行い、焼却灰等粉塵の飛散対策を行います。
2. 中間覆土を行い、悪臭発生防止に努めます。
3. ガス検知設備により可燃性ガスを常時監視し、排気設備と連動する事により埋立地内での火災発生を防止する。万が一の火災に備えて、埋立地内に自家火災報知設備、消火器、屋内消火栓を設置します。
4. 中間覆土の励行により蚊、ハエ等の発生を防止します。
5. 当該施設への不法侵入を防止するため、最終処分場の周辺に高さ 1.8m の侵入防止用フェンスを設置すると共に、最終処分場出入口部分に施錠可能な門扉を設置します。
6. 当該施設の出入口に施設案内看板を設置し、必要な表示事項を明示します。
また、表示事項の変更が必要な場合は、速やかに書き換えを行います。
7. 貯留構造物や擁壁の破損防止のため、日常監視（目視）を行いクラック等の発生、構造形状の変形等のチェックを行います。また、各構造物の確認を行い、沈下、傾き等を監視し、万が一損壊のおそれがある場合は、調査を行い損壊防止に努めます。
8. 遮土工損傷防止のため、直壁部は長繊維不織布及び保護砂で覆い、埋立物と遮水シート部分の直接の接触を防止します。また、低面部については、厚さ 50 cm の遮土工保護砂で覆い、遮水シートの損傷を防止するほか、遮水効果を監視するため電気式漏水検知システムによる日常点検を行います。
9. 周辺地下水の水質を管理するため、一般廃棄物最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年 3 月 14 日総・厚令 1）技術基準 第 1 条 2 項に従い、定期的に地下水の水質検査を実施します。
10. 雨水防止については、埋立地に被覆設備を設置すると共に、埋立地周辺に雨水排水設備を整備し、埋立地内への雨水の流入を防止します。
11. 調整池を定期的に目視監視により点検を行い、破損のおそれがある場合は速やかに原因究明を行ったうえで回復策を講じます。

12. 浸出水処理設備の維持管理は、処理水の水質が排水基準に係る項目について1年に1回以上測定・記録を行います。また、水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について1月に1回以上測定・記録を行います。
13. 場外からの雨水流入を防ぐため、埋立地周辺に設置する雨水排水設備の堆積土砂についての維持管理に努めます。
14. 埋立地内の発生ガスの排除については、埋立地内が外部と遮断されており密閉状態となるため、強制的に外部からの給気を行うほか、換気ファンによる強制排気により発生ガスの場外排除を行います。また、埋立完了後に使用する自然通気のためのガス抜き設備（有孔フレキシブル管φ200）を埋立地内に設置します。
15. 埋立終了した埋立地については、廃棄物が露出しないよう埋立物の上に50cm以上の覆土を行います。
16. 閉鎖した埋立地の覆い損壊防止に必要な措置については、覆土終了後の埋立完了の高度は貯留構造物のある高度として計画し、覆土及び埋立物の場外への流出の防止を行います。
17. 埋立地内の一般廃棄物の種類、数量、最終処分場の維持管理の点検・検査等の記録を作成し、記録については、最終処分場を廃止するまで本組合にて保存します。